

## 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る安全対策及び承認手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、過去に発生した震災時等において、平常時とは異なる臨時的な危険物の取扱いや避難所をはじめとする危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵又は取扱いの必要が生じ、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定による危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われたことを踏まえ、発災時の中でも迅速かつ適切な運用を行うことができる体制を整備し、早期に災害復旧を図るため、震災時等において必要となる危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る安全対策及び承認手続について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険物施設」とは、法第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。

2 この要綱において「危険物」とは、法第2条第7項に規定する危険物をいう。

3 この要綱において「危険物の仮貯蔵・仮取扱い」とは、法第10条第1項ただし書の規定により、指定数量以上の危険物を危険物施設以外の場所で仮に貯蔵し、又は取り扱うことをいう。

(震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画)

第3条 震災時等において危険物の仮貯蔵・仮取扱いをすることが想定される者は、震災時等の被害状況、想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱形態及び当該形態に応じて講ずべき安全対策（別表に規定する対策をいう。以下同じ。）について検討し、震災時等において安全を確保した上で迅速に危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことができるよう具体的に計画した内容を、消防長と事前協議の上、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（別記様式。以下「実施計画書」という。）として消防長に提出することができる。

2 前項の場合において、当該実施計画書には、必要に応じて、案内図、配置図、敷地見取り図、資機材配置図、資機材リスト等を添付するものとする。

（震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認手続の特例）

第4条 前条の規定により実施計画書を提出した者は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第1項に規定する災害その他これに準ずる地震、台風、水火災等の非常事態（以下「非常事態」という。）が発生し、その災害対応及び災害復旧活動等のために危険物の仮貯蔵・仮取扱い（当該実施計画書にて計画されたもの（安全対策の観点から消防長が問題ないと認めるものに限る。次項において同じ。）及びある程度定型的なもので消防機関が安全対策を指導することで対応できる程度のものに限る。）をしようとする場合において、消防法第10条第1項ただし書の規定による承認（以下「承認」という。）の手続を行うことが困難であると消防長が認めるときは、電話等の通信手段により当該承認に係る申請を行うことができる。

2 消防長は、前項の申請があった場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの実施方法等を電話等により聴取し、実施計画書にて計画されたもの又はある程度定型的なもので消防機関が安全対策を指導することで対応できる程度のものであることを確認したときは、当該申請に対して口頭等により承認をすることができる。

3 前項の承認による危険物の仮貯蔵・仮取扱いの期間が法第10条第1項ただし書に規定する期間を超える場合において、消防長が災害復旧等のため特に必要と認めるときは、前2項の規定により繰り返し申請及び承認をすることができる。この場合において、消防長は、当該繰り返し承認の期間内であっても、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなったときは、速やかに危険物を撤去することを条件に付するものとする。

4 消防長は、第2項の規定による承認（前項の規定による繰り返し承認を含む。次項において同じ。）をしたときは、遅滞なく、現地確認を行ない、安全確認をし、及び必要に応じて安全対策を指導しなければならない。

5 第2項の規定による承認を受けた者は、非常事態が終了し、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第1条の6の規定による申請を行うことができるようになったときは、第1項の規定による申請の内容を同条の申請書に記載して、事後的に消防長に提出するものとする。第3項の規定による繰り返し申請の場合も同様とす

る。

- 6 消防長は、前項の申請書の提出があったときは、第2項の規定による承認の内容を流山市危険物の規制に関する規則（平成12年流山市規則第16号）第3条に規定する危険物仮貯蔵又は仮取扱承認書に記載して当該申請書を提出した者に通知するものとする。第3項の規定による繰り返し承認の場合も同様とする。

（危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い）

第5条 震災時等に危険物施設において必要となる臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、次に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 当該臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが、設備等が故障した場合に備えてあらかじめ準備された代替機器の使用、停電時における非常用電源や手動機器の活用などであって、法第11条第1項の許可（同項後段の規定により変更した場合は変更後の許可）の内容の範囲内であること。
- (2) 発災時の緊急対応や施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等を定めておき、予防規程及びこれに基づくマニュアル等に位置付けてあること（法第14条の2第1項の規定により予防規程を定めなければならない製造所等に限る。）。

（震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の免除）

第6条 第4条の規定により行う承認の事務に係る流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）別表第15の1の項に規定する手数料については、市長は、同条例第6条第1項（同項第6号の場合に限る。）の規定により当該手数料の全部を免除する。この場合において、第4条の規定による申請があったときは、当該免除の申請があったものとみなし、同条の規定により承認をしたときは、同時に当該免除の決定を行うものとする。

（震災時等における指定数量未満の危険物の仮貯蔵・仮取扱い）

第7条 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を要しない指定数量未満の危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては、震災等による火災危険性が高まっている状況下において、当該危険物に起因する火災等の事故が発生するなど二次災害の発生を予防することは重要であることを踏まえ、消防長は、別表に定める安全対策に準じた安全措置

を適切に講じるよう指導するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

### 1 共通対策

#### （1）危険物の取扱場所（可燃性蒸気対策）

ア 危険物を取扱う場合は、可能な限り屋外で行うこと。

イ 屋内で危険物を取扱う場合にあっても、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。

#### （2）保有空地の確保

ア 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第16条第1項第4号の規定の例により保有空地を確保すること。

イ アの規定にかかわらず、危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができること。

ウ 保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保すること。

#### （3）標識等の設置

危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場所では、見やすい箇所に標識・掲示板を掲出して関係者に注意喚起を行うこと。

#### （4）流出防止対策

流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵・取扱いに伴い大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を準備すること。

#### （5）火気使用の制限

保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。

#### （6）静電気対策

ア ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を除去すること。

イ 静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合

には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること。）を確保すること。

ウ 絶縁性素材の用具は極力使用しないこと（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること。）。

エ 危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れて危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくしておくこと。

オ 作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。

カ 給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1 m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよく接触する状況を避け、及び充填後はしばらく静置すること。

キ 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。

#### （7）消火設備の設置

取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。

#### （8）取扱い場所の管理

危険物を取扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立入りを厳に禁ずること。

#### （9）危険物取扱者の立会い等

ア 危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取り扱うか立ち会うこと。

イ 危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱に関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。

#### （10）二次災害の発生防止

余震発生、避難勧告発令時等における対応についてあらかじめ定めておくこと。

#### （11）安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

第1号から前号までに示した安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順等についてあらかじめ定めておくこと。

## 2 危険物の取扱い形態別の対策

前項に示した危険物の仮貯蔵・仮取扱いに際して共通して講ずべき対策に加え、危険物の取扱い形態別の対策は次のとおりである。

### (1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

ア 屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。また、ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が高まるため、厳に慎むこと。

イ ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行うこと。また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

ウ 燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくすること。

エ ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになった場合に自動的に停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまいう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

### (2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り

変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜取の場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置する必要があること。また、危険物の流出量を小さくするために、1カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き出しを同時に行うことを避けること。

(3) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。

ア 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰替に関係ない者の立ち入りを厳に禁ずること。

イ 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。

ウ 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができること。

エ ホース等に残った危険物は適切に処理すること。

オ 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では吹きこぼしが発生するおそれがあるので、吹きこぼし防止に細心の注意を払って給油すること。

カ 震災等により広範囲にわたって給油取扱所の再開の見込みが立たず、応急対応や被災地での生活を営む上で、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合においても、ガソリンは引火点が-40度以下と非常に低く、静電気等の火花でも容易に着火する危険性があることや、可燃性蒸気が空気より重く広範囲に拡大して滞留するおそれがあること（200リットルの流出事故で最大30メートルの範囲まで可燃性蒸気密度が高くなる可能性があること。）等、二次災害の発生防止が極めて重要であることから、次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要であること。

(ア) 給油時の漏れ・あふれ等による流出事故の発生危険性（給

油取扱所の給油設備には、自動車タンク満量時の自動停止機能や安全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時のもれ・あふれ等を防止している。）

- (イ) 流出事故が発生した場合の火災発生危険性（給油取扱所では、万が一ガソリンが流出した場合においても、流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾斜や排水溝、貯留設備があり、給油空地外に被害が拡大することを防止している。）
- (ウ) 火災が発生した場合の人的被害発生危険性（給油取扱所では給油に関係ない者の立ち入りが管理されているが、震災時等においては、給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中が考えられる。）
- (エ) 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性（給油取扱所では防火塀等の措置が講じられているが、震災時には、周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大が考えられる。）

